

○長泉町起業・創業支援事業費補助金交付要綱

令和元年10月24日告示第41号

長泉町起業・創業支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長泉町（以下「町」という。）の町内において起業・創業（第二創業を含む。）する者に対し、予算の範囲内において町が必要な補助金を交付することにより、新たな需要及び雇用の創出を促進し、もって町の産業の振興及び活性化を図ることを目的とし、その交付に関しては、長泉町補助金等交付規則（昭和54年長泉町規則第10号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新たに起業・創業する者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア これから起業・創業する者であって、補助金の交付申請をしようとする当該年度の末日までの間に個人開業又は会社の設立を行い、その代表となるもの

イ 個人開業又は会社の設立を行った日から5年未満である個人事業主又は会社の代表者

(2) 第二創業を行う者 個人事業主又は会社の代表者であって、日本標準産業分類（平成25年10月30日号外総務省告示第405号）の小分類を越えた業態転換、新事業進出又は新分野進出を行うもののうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 事業承継後5年未満の者

イ 補助金の交付申請をしようとする当該年度の末日までの間に事業承継を行う予定の者

(3) 個人事業主 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当する個人をいう。

(4) 会社 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する会社

イ 会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社

(5) 起業・創業の日 個人事業主にあつては開業の日を、会社にあつては会社設立の

日をいう。

(6) 事業所等 事業の用に供する事務所、店舗、工場等をいう。

(7) 特定創業支援等事業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の規定により認定された長泉町創業支援等事業計画に位置付けられた認定連携創業支援等事業者が実施する事業をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内において新たに起業・創業する者又は第二創業を行う者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 既に納期の到来した町税等を完納していること。

(2) 町内に事業所等を設置し、又は設置しようとしていること。ただし、仮設又は臨時の店舗を除く。

(3) 補助金の交付を受けようとする者がこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付対象とはしない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制される業種及びこれに類する業種又は消費者に著しく不利益を与える事業を営む者

(2) 第三者が営んでいた事業を承継して行う事業を営む者

(3) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者

(4) その他町長が適当でないと認める事業を営む者

（補助対象経費等）

第4条 補助の対象となる経費は、起業・創業に係る経費（既に起業・創業している者にあつては、事業計画書に基づく事業に係る経費。以下この条において「経費」という。）であつて、次に掲げるものとする。

(1) 起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費

(2) 法人設立時の登記に要する経費

(3) 本事業の用に供する建物の新築、増改築、修繕等に要する直接工事費

(4) 設備又は備品の購入費（事業でのみ使用するもので、1万円以上のものに限る。）

(5) マーケティング調査に要する経費

(6) 依頼した専門家等に支払う経費

(7) ホームページ、チラシ等の作成に要する経費

2 補助金の額は、補助対象経費から当該補助金以外の補助金を差し引いた額とし、以下の表のとおりとする。

起業・創業する区域と施設	補助対象者の種別	補助率	補助限度額
1 長泉町立地適正化計画に規定する都市機能誘導区域と誘導施設のうち、下土狩駅周辺中心拠点区域若しくは長泉なめり駅周辺地域拠点区域に、小売業又はサービス業を営む店舗、長泉町の特産品を取り扱う店舗若しくは飲食施設を起業・創業する場合、又は池田柵線沿道拠点区域に、飲食施設を起業・創業する場合	(1) 特定創業支援等事業のうち、経営・財務・人材育成・販路開拓の各事業について、継続的に4回以上、かつ1か月以上支援を受け、適切な事業計画を有している者	3分の2以内	200万円
	(2) (1)以外の者	2分の1以内	100万円
2 1以外の区域に起業・創業する場合	(3) (1)に規定する者	2分の1以内	100万円
	(4) (3)以外の者	3分の1以内	50万円

3 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、町長が定める期日までに、長泉町起業・創業支援事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 町税等の納付状況を確認できる書類
- (4) 個人事業の開廃業等届出書の写し（個人事業主で既に開業している場合に限る。）
- (5) 登記事項証明書の写し（法人で既に登記を済ませている場合に限る。）
- (6) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種で、既に許認可を取得している場合に限る。）
- (7) 補助対象経費の内容を説明する書類
- (8) 長泉町特定創業支援等事業により支援を受けたことのある証明書（様式第4号）の写し又は長泉町特定創業支援等事業により支援を受けたことの確認書（様式第5号）（第4条第2項の表(1)に規定する者で、既に証明書又は確認書を取得している場合に限る。）
- (9) 誓約書（様式第5号の2）
- (10) その他町長が必要と認める書類  
（補助金の交付決定）

第6条 町長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容等を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金交付の可否を決定し、長泉町起業・創業支援事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）により交付申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

（変更承認申請）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更又は補助事業に要する経費の20パーセントを超える額を変更しようとするときは、長泉町起業・創業支援事業費補助金事業変更等承認申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えてあらかじめ町長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（様式第2号）
- (2) 変更収支予算書（様式第3号）
- (3) 町税等の納付状況を確認できる書類
- (4) 個人事業の開廃業等届出書の写し（個人事業主で既に開業している場合に限る。）

る。)

(5) 登記事項証明書の写し（法人で既に登記を済ませている場合に限る。）

(6) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種で、既に許認可を取得している場合に限る。）

(7) 補助対象経費の内容を説明する書類

(8) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ適否を決定し、長泉町起業・創業支援事業費補助金事業変更等承認通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、前項の承認に際して、必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、当該年度の末日までに長泉町起業・創業支援事業費補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類等を添えて、町長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書（様式第10号）

(2) 収支決算書（様式第3号）

(3) 事業に係る経費の支払いを証明する書類

(4) 登記事項証明書（法人で交付申請時に町内に法人登記していない場合に限る。）

(5) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種で、交付申請時に許認可を取得していない場合に限る。）

(6) 長泉町特定創業支援等事業により支援を受けたことのある証明書の写し又は長泉町特定創業支援等事業により支援を受けたことの確認書（第4条第2項の表(1)に規定する者で、交付申請時に取得していない場合に限る。）

(7) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、長泉町起業・創業支援事業費補助金交付確定通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 交付決定者は、長泉町起業・創業支援事業費補助金請求書（概算払請求書）（様式第12号）により町長へ補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、補助金を交付するものとする。

(概算払)

第11条 申請者は、補助対象事業の完了前に補助金の概算払を受けようとするときは、交付申請書に資金状況調べ（様式第13号）を添付して、町長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助金の概算払を請求しようとするときは、長泉町起業・創業支援事業費補助金請求書（概算払請求書）を町長に提出しなければならない。

3 前2項の規定により補助金の概算払を受けたときは、補助対象事業の完了後精算するものとする。

(交付決定又は確定の取消し)

第12条 町長は、補助金の交付決定又は確定を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定若しくは確定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

(3) 補助事業の完了した日の翌日から起算して、1年以内に廃業又は町外へ移転したとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定による補助金の交付決定又は確定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第14号）により速やかに町長に報告しなければならない。なお、町長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を町に納付させることがある。

(取得資産の管理及び処分)

第14条 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効果の増した資産（減価償却資産の

耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する資産。以下「取得資産」という。）を、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間は、町長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、当該取得資産の耐用年数を経過しているときは、この限りでない。

2 町長は、交付決定者が当該取得資産を処分することにより収入がある又は見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

（報告）

第15条 交付決定者は、補助事業の運営及び経理等の状況その他の必要な事項について町長が報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示により補助金の交付を受けた補助事業に関しては、第12条から第15条までの規定は、同日以後もなおその効力を有する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は公示の日から施行する。